

平成 18 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 18 年 12 月 7 日第 8 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 局長補佐 藤谷 博之
議事調査係長 佐藤 正之

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	助役	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	須田 正彦	市民部長	池田 史郎
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	岩井 敏一
建設部長	金子 則之	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	高橋 誠
総務部総務課長	齋藤 隆一	企画課長	竹内 規悦
財政課長	佐藤 好文	収入役室長	齋藤 乃里子
市民課長	木内 利雄	生活環境課長	佐藤 秀男
農漁村整備課長	伊藤 賢二	観光課長	長谷山 良
建設課長	佐藤 家一	下水道課長	佐々木 義明
教育委員会総務課長	佐藤 文一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成18年12月7日(木曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第5号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第5 報告第6号 財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について
- 第6 議案第131号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第132号 にかほ市基本構想の策定について
- 第8 議案第133号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第9 議案第134号 秋田県市町村会館管理組合理約の一部変更について
- 第10 議案第135号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第11 議案第136号 市道路線の認定について
- 第12 議案第137号 市道路線の変更について
- 第13 議案第138号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)
- 第14 議案第139号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)
- 第15 議案第140号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第2号)

- 第16 議案第141号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第142号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第143号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 第19 議案第144号 平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第145号 平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。ただいまから平成18年第8回にかほ市議会定例会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、9番伊藤知議員、10番加藤照美議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。議会運営委員長の報告を求めます。3番市川雄次議員。

【議会運営委員長（3番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。それでは、第8回にかほ市定例会会期について、11月30日木曜日10時より開かれまして議会運営委員会における話し合いの経過と結果について御報告を申し上げます。

お手元でございます会期日程案に基づき御説明させていただきます。会期につきましては、本日12月7日木曜日より12月22日金曜日までの16日間としております。

本日本会議、8日、9日、10日と休会をとりまして、一般質問者16名ということになっておりますので、本会議、一般質問予定を11日から13日までの3日間としております。

翌14日を休会といたしまして、15日に本会議を開きます。そこに記載されておりますように、議案質疑等についてでございます。

16、17日を休会といたしまして、18日から21日までを各常任委員会といたします。

22日を本会議の委員長報告等々、採決までの予定としております。

なお、議案数等々に比べ、委員会日数が4日間というふうになっておりますが、議会運営委員会においても、4日間は長いのではないかという当初の意見がございましたが、これにつきましては、12月20日に毎日スポーツ大賞というのがございます。この授賞式に、にかほ市及びTDKが受賞

対象となっております、にかほ市長が出席することにより、21日に帰ってくるということで、交通及び天候等を勘察した結果、21日に本会議を開くのはひょっとしたら危ないのではないかということも含めまして、4日間というふうにしております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。 — 7番佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） きょう本会議で、あした休会というのは、これは市長の市政報告を聞いて一般質問の手直しということで、ある方は手直しするというので、これはわかりますけれども、12月14日の休会、これは何か意味があつての休会ですか。

議長（竹内睦夫君） 委員長。

議会運営委員長（市川雄次君） この12月14日の休会につきましては、これまでの定例会でのパターンも踏襲いたした形になっております。

その内容につきましては、一般質問が3日間で、翌日本会議となりますと、当局側の要望がございまして、1日間だけ議案質疑に対する答弁のための勉強会を開きたいという要望を、こちらのほうとしてもよろしいでしょうということで、議会運営委員会の全会一致で了承の結果、1日休会を認めております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月22日までの16日間と決定しました。

日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうから、12月定例議会、ひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、市政報告をいたします。

初めに、にかほ市総合発展計画についてであります。

総合発展計画は、合併協議会において策定された新市まちづくり計画を受け継ぎ、諸施策を効果的かつ効率的に実行するための方策を定め、今後10年間の行政運営全般にわたる総合的な指針を定めるものでございます。

「「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」～住みたいまち にかほ～」を基本理念とし、安心して暮らせる福祉のまち、自然豊かで住みよいまち、人と文化を育むまち、活力ある産業のまち、人と情報が交流するまち、協働と自立のまちの6つを基本方針として策定いたしました。

計画の詳細については、11月24日に開催した全員協議会において説明したとおりであります。

議員各位を初め、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、まちづくりを進めてまいります。今定例会に、地方自治法の規定に基づき、にかほ市基本構想を提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、政治会合への際費支出問題についてであります。

問題の概要や、これに対する他市町村の対応については、一連の報道があったことは御承知のとおりであります。私はこれまで、資金集めが目的と思われるもの以外の政治会合へは、請願・陳情が必要なケースがあること、議員や公党との情報交換や情報収集は市政運営にとって必要であること、慣行や前例に基づいた儀礼などから、公務の一環と認識して出席してまいりました。しかしながら、14年12月の大阪高裁の判決や、関連する一連の報道、このことに対する市民の感情などを総合的に勘案し、政治会合に支出した会費などについては、11月24日にすべてを返還いたしました。

返還額は、17年度に支出した「知事を囲む新春のつどい」など4件、25,000円、及び象潟町長として旧象潟町で支出した7件、5万円であります。旧町分の返還は、旧町から引き続いて就任している現役の首長として、取り扱いの一貫性を保つため返還したものであります。今後は、疑義が生じないように、適正な執行を行ってまいります。

最近の市政について報告いたします。

新年度の職員採用は、一般行政職6名を予定しております。公務員としての必要な研修を行い、市民の負託にこたえられるよう育成してまいります。また、消防職員の採用は1名を予定しております。消防学校への入校など、必要な研修を行い、市民の負託にこたえられる消防士に育成してまいります。

市税の状況について申し上げます。11月末の調定額は、個人市民税が8億5,107万円、法人市民税が3億4,450万円、固定資産税が15億9,009万円となっております。

市県民税及び所得税の申告相談は、2月5日から3月15日までの期間で行う予定です。申告相談は、象潟地区は象潟構造改善センター、金浦地区は金浦庁舎第一会議室、仁賀保地区は仁賀保庁舎大ホールほか4カ所で行います。

市広報でもお知らせしておりますが、19年から、所得税と住民税の税率が変わります。国から地方への税源移譲に伴うものであり、税率はそれぞれ変わりますが、市民の税負担の総額には変わりありません。給与所得者の方は、1月から所得税が減り、その分、6月からの住民税がふえることとなります。納税者の理解が得られるよう、今後ともPRに努めてまいります。

税の滞納整理の強化策として、秋田県が7月に制定した個人住民税等市町村の滞納整理等に係る県職員短期派遣事業に基づき、県職員の派遣を要請しておりましたが、このほど協議が調い、12月1日付で協定書を取り交わし、辞令を交付いたしました。県職員が市職員の身分をあわせ持ち、にかほ市徴税吏員として、市職員とともに、住民税などの共同催告や合同滞納整理に当たることとなります。多くのノウハウを持つ県職員との共同作業によって、滞納額の減少と徴収力の向上が期待されます。派遣期間は、今年度は3月末日まで、月5日以内での派遣となります。

市内の主な事業所50社を対象に、8月以降の景況を調査したところ、27社から回答がありました。

分析しますと、製造業は、T D Kを中心とした電子部品の好調が波及し、電気機械は好調を持続、金属機械は設備投資の増により堅調、電子部品はフル稼働状態となっています。建設業は、民需に好転の兆しは見られますが、受注競争が激しく、公共事業に望みを託している状況で、低迷が続き、見通しは厳しいものとなっています。小売・サービス業は、一部に好転の気配が見られますが、全体としては昨年並みで推移しているようです。これらのことから、にかほ市管内の景気概況は、消費の低迷などから、好況感に乏しさが感じられますが、全体的には、景気は回復基調にあると見ております。

秋田県で初めて事業採択となった国保ヘルスアップ事業ですが、11月8日に112名の市民の皆さんが参加し、事業がスタートしました。医師の講話や血液検査、栄養教室、運動教室、個別面談などを通して、生活習慣病予防に対する機運が高まり、一人一人が自分で健康管理ができるようになることを期待しているところであります。

20年度から、75歳以上を対象とする新たな後期高齢者医療制度が創設され、県単位の全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営することになります。このため、設立準備委員会を設置し、検討を進めてきましたが、このたび秋田県後期高齢者医療広域連合規約(案)が決定したことから、県内の全市町村が12月定例会に「広域連合の設置について」を提案し、19年2月1日の広域連合設立を目指しております。本市においても、今定例会に提案しておりますので、よろしく申し上げます。

にかほ市・地域福祉計画策定委員会が10月10日にスタートしました。委員会の委員は、応募者7人を含む20人で、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援、健康推進の4つの分科会に分かれて討議を続けているところであります。計画は、市総合発展計画の福祉政策分野を補完し、具体化するもので、地域の要支援者が必要とするサービスの内容や必要量を把握し、提供する体制を計画的に整備していくことを基本としています。19年2月には概要を公表できると考えています。

障害者自立支援法の規定により、市町村での実施が義務づけられている地域生活支援事業については、障害者相談支援事業、手話通訳者等派遣事業、自動車運転免許証取得費・自動車改造費助成事業など、これまでに10件の事業実施要綱を定めました。事業の実施形態としては、当面は、市の窓口が中心となって進めていくこととなりますが、市内の社会福祉法人や医療法人等の受け入れ態勢が整い次第、段階的に委託をしていきたいと考えております。

全国的に児童虐待の件数は増加を続け、重大事件も後を絶たず、社会全体で早急に取り組まなければならない問題となっています。本市では、合併と同時に、にかほ市・子どもS O Sネットワークを設置して、児童虐待防止などに対応してきましたが、児童福祉法の改正により、市町村が児童や家庭相談の第一義的な機関となったことから、11月1日に従来のネットワークを、児童福祉法に基づく、にかほ市・要保護児童対策地域協議会に移行し、組織や対応を強化いたしました。協議会は、児童相談所、県地域振興局、警察署、市内の医療機関、学校、保育所など16機関で構成され、相互の連携を図りながら、虐待の防止と早期発見、早期対応、また、虐待を受けている児童や家庭への支援などを行っていくことにしております。本市における18年4月からの児童家庭相談件数は16件、うち、虐待に関する相談は3件となっています。

男女共同参画社会の実現を目指し、にかほ市・男女共同参画計画を策定するため、10月25日に女性6名、男性5名によるにかほ市・男女共同参画計画策定委員会が発足しました。委員会では、庁内検討委員会から提出された計画の素案を検討し、今年度中に計画を策定することにしております。

大型養豚場の進出計画につきましては、これまで全員協議会や産業建設委員会、自治会の代表者会議などで経過について報告をしてきたところではありますが、その後の動きとしては、11月9日に関係者3名の来庁があり、林地開発に伴う協定書の協議を、来年の2月ごろに行いたいとのあいさつがありました。今後とも市民の安全・安心を守る立場から、慎重に対応してまいります。

今年の稲作の作況指数は、中央部で99の平年並みとなっています。11月20日現在の地域別一等米比率は、仁賀保地区が95.4%、金浦地区が99.5%、象潟地区が98.5%で、市全体では97.4%となっており、昨年と比較して4.6%上回っております。集荷数量は、市全体で30キログラム換算、31万5,034袋となっております。

国が策定した経営所得安定対策が実施されるまで、残すところ4ヵ月となりました。農業従事者の減少や高齢化が進む中、にかほ市の農業を守り、この対策に対応していくためには、地域ぐるみで取り組む集落営農等の組織づくりが必要不可欠であります。これまで、秋田県やJAと一体となって進めてまいりましたが、集落営農への関心に温度差が見られることや、リーダーや経理担当者の確保、経理の一元化等への不安から、合意形成に至らない集落が多くあります。これらの集落には、地域農業の将来を展望するとき、集落営農組織がその中心的な役割を担うものだとすることを再度説明するとともに、集落が抱える課題の解決に、JAなどと一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

象潟地区の三崎公園で、秋田県初となるナラ類集団枯損が発生しております。隣接する山形県では、17年度に18市町村、4万本まで被害が拡大しており、強風などの原因で県境を越えたものと考えます。確認されたミズナラ11株21本は既に処理されておりますが、ナラ枯れ被害を食い止めるには、被害木の早期発見と処理が重要であることから、秋田県に対し、ナラ類集団枯損対策に関する要請書を提出しております。

TDK株式会社からの寄附金で実施する由利海岸林再生プロジェクトについては、10月20日に28.3ヘクタールを6工区に分けて入札を行い、工期を来年3月25日として契約を締結しております。

次に、にかほ市開発公社ねむの丘、にかほ市観光開発株式会社はまなすの利用状況についてであります。ねむの丘は、昨年同期比で、入館者・入浴者ともに6%の減となりました。セールスによる団体取り込みが功を奏し、団体食事の売り上げが22%増加しましたが、売り上げ全体としては5%の減となっております。はまなすは、昨年同期比で、宿泊者が1%の増、日帰りの利用者が1%の減となりました。市の歳入となる使用料は3%の増、会社としての売り上げ総利益は8%の増となっております。

なお、経営状況の詳細については、それぞれ議会に報告しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、除雪計画についてであります。数十年ぶりの記録的な豪雪となった昨年の体験を踏まえ、市民生活の安全・安心の確保を図るため、今年度新たに、13トン級ドーザー1台を釜ヶ台地区に配備するとともに、毎時700トンの排雪能力を持つ小型ロータリー車を象潟地区に配備し、より安全な生活路線確保のための除排雪を行ってまいります。また、高齢者などの生活弱者に対する支援策としては、地域の助け合いが不可欠なことから、昨年と同様に、町内会や集落に、高齢者除雪等支援チームの設置をお願いしたところであります。支援チームや町内会・集落で対応できない場合などに備え、市役所職員による除雪チームも編成することにしています。各地区からの要望や苦情等への対応については、各庁舎の担当が迅速に指示や処理を行い、安全で安心な市民生活の確保に努めてまいります。

三光不動産株式会社が所有しているサンロックオーヨド跡地、約3万300平方メートルのうち、2,275平方メートルを、象潟駅東西連絡道の建設等を視野に先行取得いたしました。金額は2,700万円で、土地開発基金での購入となります。

なお、同地は、マックスパリュ東北株式会社に約9,900平方メートルが売却されたほか、残りは、住宅用地として販売する計画と聞いております。

象潟中学校建替事業の進捗状況は、体育館の工事を除き、ほぼ順調に推移しております。体育館の工事については、くい打ち作業のおくれから、予定より若干おくれしておりますが、工期内の完成を目指して鋭意努力をしているところであります。

なお、体育館、給食共同調理場の備品購入の予算を今定例会に提案しておりますので、よろしくをお願いします。

仁賀保中学校建替事業については、15名の委員による建設検討委員会を2回開催し、先進中学校の視察や意見交換などを行っております。引き続き精力的な検討を重ねていただき、来年の1月までには意見書の取りまとめをお願いしたいと思っております。

9月27日から10月4日までの8日間の日程で、仁賀保中学校の生徒16名と引率者4名が、アメリカ・ショウニー市を訪問しました。ショウニー中学校の訪問やホームステイを通して、異国の文化を体験し、友情の輪を広げ、全員元気に帰国しております。

ふるさと会は、11月19日に「にかほの集い」が東京プリンスホテルで、11月26日に「ふるさと象潟のつどい」が台東区民会館で、12月3日に「金浦ふるさと会」が中野サンプラザでそれぞれ開催され、3会場合わせて約550人の会員が集いました。また、各ふるさと会のあり方については、20年度をめどに統合されるよう協議をお願いしております。これを受けて、各会の役員会では、3名ずつの委員を選出し、にかほ市ふるさと会設立準備委員会（仮称でございますが、これを立ち上げ、20年度の統合に向けた協議を継続しております。

11月2日から5日までの日程で市民文化祭を開催しました。期間中の来場者は1万5,000人、出品者は4,336人で、94部門に7,271点の出展がありました。また、県展などでの受賞作品を秀作美術展として展示紹介したほか、各種団体による大会や芸能発表、創作体験コーナーなどにより、芸術の秋を演出しました。会場の設営や撤去は、いきいきシルバー人材センターに委託し、スムーズな作業展開ができたと思っております。

国体リハーサル大会として、全国社会人サッカー選手権大会が、10月13日から18日まで、本市を主会場として開催されました。地元TDKチームを初め、全国の地域予選を勝ち抜いた32チームの熱戦が連日繰り広げられ、観戦に訪れた市民の皆さんは、レベルの高いゲームを満喫できたものと思います。大会の運営も、多くの市民ボランティアや中学生・高校生の補助員の皆さんから御協力をいただき、盛会裏に終了することができました。来年の国体に向けて、今回以上の市民ボランティアの参加・協力をお願いするとともに、確認された課題と対策を十分検討し、対応してまいります。

15年度から作業を進めてきたガス熱量変更事業は、東北各地のガス事業者と市内の指定工事店などの協力を得て、11月23日に新ガスへの切りかえ、器具の調整作業を無事終了いたしました。変更期間中の不在などにより、完了率は99.3%となっております。これらの未完了家屋については、帰宅した時点で器具調整等の作業を行うこととなります。

今年度の非常備消防関係事業として、小型動力ポンプつき軽積載車を第二分団第三部一班(長岡)に、小型動力ポンプを第四分団第三部一班(黒川)と第七分団第三部三班(樋ノ口)にそれぞれ配備しました。地域消防力の強化につながるものと期待をしています。他の分団の装備についても計画的に整備をしております。

消防団員の減少などに対応するために、にかほ市消防団では、新たに女性消防団員を募集することになりました。募集人員は10名で、火災予防や地域防災などの広報啓発を主体に活動していただくことで、来年4月の発足を目指しております。

以上で市政報告といたします。

議長(竹内睦夫君) これで行政報告は終わりました。

日程第4、報告第5号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてから、日程第20議案第145号平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算(第2号)までの17件を一括議題といたします。これの朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長(横山忠長君)登壇】

市長(横山忠長君) それでは、今定例会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第5号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてでございます。にかほ市観光開発株式会社の第14期決算及び第15期事業計画並びに予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

報告第6号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についてでございます。財団法人にかほ市開発公社の平成18年度事業の決算及び第37期事業計画並びに予算、象潟ねむの丘管理受託事業の平成18年事業の決算及び第11期事業計画並びに予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

次に、議案第131号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。農業集落排水施設の使用料については、現在、旧町地区ごとに使用料が異なっておりますが、合併協議において、平成19年度から統一することになっておりますので、象潟地区の

使用料をもって統一するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第 132 号にかほ市基本構想の策定についてでございます。昨年 10 月 1 日の合併以来、本市の行政運営については、合併協議会において策定された新市まちづくり計画に基づき実施してきたところであります。このたび、19 年度を初年度とする今後 10 年間のまちづくりの基本理念や基本方針を示した基本構想、いわゆる総合発展計画を定めましたので、地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 133 号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。消防組織法の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に施行されたことに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を改める必要があるため、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 134 号秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更についてでございます。市町村合併に伴い、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数が大きく減少したことから、同組合の議会議員の定数を見直す必要があることと、地方自治法の一部改正により、助役、収入役制度等の見直しが行われたことに伴い、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第 135 号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてでございます。高齢者の医療の確保に関する法律が平成 18 年 6 月 14 日に成立し、平成 18 年度末までに都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設けるものと規定されていることから、秋田県における広域連合の規約を定め、設置するために、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第 136 号市道路線の認定についてでございます。県道仁賀保矢島館合線の改良工事が完了したことに伴い、旧道となる部分について、平成 16 年 5 月 11 日に県と旧仁賀保町の間で締結した覚書に基づいて、市道として認定しようとするものでございます。

議案第 137 号市道路線の変更についてでございます。路線名平沢・小出 2 号線の終点を県道小出金浦線のバイパス部分まで延長しようとするものでございます。

議案第 138 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算(第 6 号)でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,613 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 137 億 2,036 万 5,000 円と定めるものであります。

歳入の主なものとしては、財産収入に土地基金からの買い戻し土地の処分益 2,440 万 1,000 円、また、財団法人にかほ市開発公社からの寄附金 1,000 万円を寄附金に計上しております。また、繰入金については、象潟中学校屋内運動場の備品購入、象潟学校給食共同調理場の備品等購入及び外構工事、温泉保養センターはまなすの大広間エアコン取りかえ工事等の財源として、各目的基金から、合わせて 4,015 万 3,000 円を計上しております。歳出の主なものは、12 月 1 日付の人事異動に伴い、ガス事業会計から一般会計へ 5 名異動になったことに伴い、職員の人件費が 593 万 8,000 円増額となったほか、児童手当等、扶助費が 1,325 万 6,000 円増額となっております。また、教育費においては、給食運搬車等備品購入で 1,640 万円、象潟学校給食調理場建てかえ工事に伴う外構工

事に 900 万円の増額となっております。

議案第 139 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第 2 号)についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,367 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 7,198 万 9,000 円と定めるものでございます。歳入の主なものとしては、退職被保険者の療養給付費の増加による療養給付費の交付金を 7,946 万 6,000 円増額計上しております。歳出の主なものとしては、療養給付費の見込み額の増減に伴い、一般被保険者療養給付費を 1,400 万円減額し、退職被保険者等療養給付費を 1 億 1,300 万円増額しております。また、平成 17 年度療養給付費等負担金の精算に伴い、償還金に 1,598 万 9,000 円を計上しております。

次に、議案第 140 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第 2 号)についてでございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に補正額は生じませんが、歳出予算における総務費で物件費の組み替えを行ったものでございます。

次に、議案第 141 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 83 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,064 万 6,000 円と定めるものでございます。歳入につきましては、農業集落排水事業に係る水道管入れかえ補償金が 176 万 7,000 円減額となったために、市債 260 万円を追加計上したものでございます。歳出の主なものとしては、簡易水道施設計画作成委託費として 62 万円を計上しております。

議案第 142 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,040 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 7,145 万 3,000 円と定めるものでございます。歳入の主なものとしては、黒川ポンプ場整備に伴う国庫補助金 3,710 万円と、市債 3,710 万円、また、消費税の還付により諸収入に 1,951 万 5,000 円を計上し、これに伴い、一般会計繰入金に 1,331 万円減額となっております。歳出の主なものとしては、黒川ポンプ場施設整備として 7,420 万円を計上しております。

議案第 143 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 60 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3,374 万円と定めるものでございます。補正予算の主なものとしては、歳出において、簡易水道事業会計への水道管入れかえ補償金の減額に伴う組み替え、及び寺田地区のメーター設置費を計上したものでございます。

議案第 144 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第 2 号)でございます。収益的収入及び支出について、ガス事業費用予定額に 1,021 万 4,000 円を追加し、収益的支出の総額を 4 億 4,910 万 7,000 円とするものでございます。また、資本的収入及び支出については、資本的支出予定額から 1,379 万 8,000 円を減額し、資本的支出の総額を 7 億 7,033 万 3,000 円とするものでございます。支出の主なものは、ガスの熱量変更事業終了に伴い、12 月 1 日付の人事異動で職員を一般会計へ 5 名、水道事業会計へ 1 名異動したことにより、人件費 1,386 万 8,000 円を減額したものであります。

議案第 145 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算(第 2 号)でございます。収益的収入及び支出について、水道事業予定額に 385 万 9,000 円を追加し、収益的支出の総額を 4 億 3,668 万 1,000

円とするものであります。支出については、ガスの熱量変更事業終了に伴い、12月1日付の人事異動で、職員をガス事業会計から水道事業会計へ1名異動したことにより、人件費385万9,000円を増額したものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長などが行いますので、よろしく御審議をいただきまして可決決定くださりますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。報告第5号から議案第131号までの説明を、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 報告第5号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について補足説明をいたします。

第14期決算報告及び第15期事業計画について御報告申し上げます。

1 ページをお開き願います。中段になりますけれども、今議会への報告は、さきの議会で報告しておりますけれども、定款の変更によりまして、第14期は平成18年の4月1日から9月30日までの6ヵ月間の決算となっております。

2 ページになりますけれども、貸借対照表であります。資産の部では、流動資産と固定資産を合わせて4,857万7,000円であります。また、負債の部では、月末締めの日15日支払いという方法をとっておりますので、食事材料等の未払費用、市へ納付する9月分の利用料の預り金などの流動負債と固定負債を合わせまして1,871万1,000円になります。純資産の部では、資本金と利益剰余金で当期末処分利益は591万6,000円、そのうち当期の利益が23万4,000円であり、純資産の合計は2,986万5,000円であります。

次に、損益計算書であります。売上高は8,242万8,000円で、中段の売上原価を差し引いた売上総利益金額は6,152万4,000円であります。それから、販売費及び一般管理費6,129万7,000円ありますけれども、次のページの4ページをお開き願います。給与につきましては、正社員8人、嘱託1人の9人分であります。その下の雑給につきましては、臨時2人、パート16人、アルバイト2人、嘱託1人の21人分の給与と賞与であります。賞与は正社員8人と嘱託1人の9人分です。これらの販売費と一般管理費の合計額は6,129万7,000円あります。また3ページに戻ります。この販売費と一般管理費を控除した営業利益金額は22万6,000円になります。それに預金利息を加えた当期純利益金額は23万4,000円あります。

次に、9ページをお開き願います。第15期の事業計画でありますけれども、市民の健康増進と福祉の向上を図り、積極的な特産品の販売と、四季折々の料理を提供しながら、今期の経営目標である売上高を1億6,999万円と設定をしております。

次のページ、10ページになります。第15期の事業計画予算でありますけれども、19年の3月まではこれまで同様に市からは委託料を支出し、法人からは利用料金を納めていただくことしておりますけれども、19年の4月からは、象潟ねむの丘事業と同じように、市とにかほ市観光開発株式会社におきまして、これらの支払いとか支出はしないことしております。

収入の部でありますけれども、最初の営業内収益の一番上の利用料でありますけれども、19年の

3月までの利用料金は、これまで同様に市に納入することから収益には含めておりません。また、小計の、この営業内収益のその合計の上の小計の下から2番目の受託収益は、19年3月までの期間、市からこれまで同様に委託料としての支出額であります。その下の利用料金は19年4月以降9月分までの施設利用料金であり、法人の営業内収益としております。これら収入の部の合計額を1億6,999万円としております。

次に、支出の部でありますけれども、備考欄にそれぞれパーセンテージがついているところがありますけれども、これにつきましては営業内収益に対する原価率を示しております。また、それぞれ各項目ごとに備考欄へ説明を記載しておりますので、説明を省略いたします。

最下段になりますけれども、歳入の部から支出の部を差し引いた額の502万4,000円が第15期の経常利益であります。

以上で報告第5号の補足説明を終わります。

次に、報告第6号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について補足説明をいたします。

平成18事業年度財団法人にかほ市開発公社事業会計決算について御報告申し上げます。さきの議会で報告しておりますけれども、寄附行為の改正により、平成18事業年度の期間は、平成18年4月1日から9月30日までの6ヵ月の期間としております。

3ページをお願いします。平成18事業年度収支計算書でありますけれども、収入の部では、利息と配当金で466円、支出の部では、役員会報酬、費用弁償、登記印紙代の支出額1万6,700円でありまして、当期収支差引額は1万6,234円の減であります。

5ページの貸借対照表であります。資産の部では預金と有価証券で、負債の部は資本金と剰余金で、それぞれ288万9,000円であります。

6ページの損益計算書でありますけれども、費用の部では収支計算書における支出額であります。収益の部では事業外収入として収支計算書の利息と配当金466円で、当期純損失は1万6,234円になります。

次に、7ページになります。剰余金計算書であります。(1)の前年度未処分利益剰余金から(2)の当年度純損失を差し引いた下段の当年度未処分利益剰余金は188万9,000円であり、これは次期事業年度への繰越金になります。

次に、11ページになります。第37期財団法人にかほ市開発公社事業会計予算を御説明いたします。

12ページと13ページの収入支出予算書でありますけれども、収入の部におきましては利息等であり、また、支出の部におきましては役員会開催に伴う報酬とか需用費、これらでありまして、第37期の収入支出額をそれぞれ188万8,000円としております。

次に、14ページからになりますけれども、平成18事業年度象潟ねむの丘管理運営受託事業会計決算報告書を御説明申し上げます。

16ページの概況でありますけれども、最初の1ですが、事業年度を3月から9月決算に変更したことに伴い、決算報告は18年4月から9月までの6ヵ月間の決算であります。このことによりまして収支決算書における額は、予算額が12ヵ月分に対しまして、決算額は6ヵ月分であります。

17 ページになります。収支決算書でありますけれども、収入の部であります。1 の事業収入ですけれども、営業収入では売店収入や飲食収入などで収入済額は3億746万3,000円です。また、収入未済額はほとんどが売掛金であります。営業外収入では預金利息と雑収入で、収入済額は82万2,000円であります。

その下の2の、18 ページの2の過年度収入につきましては、前事業年度の売掛金の回収額であります。

次に、19 ページからの支出の部であります。1 の事業費用でありますけれども、その次の中科目の1、営業費用では、商品仕入、飲食材料、それに職員12人の給与と手当、賃金では臨時、パート、アルバイト39人分など、これらの計が2億3,609万8,000円の支出済額であります。また、未払額についてであります。月末締めで翌月の25日支払いという方法をとっておりますので、そのことによる買掛金等であります。

21 ページになります。中段の一般管理費用では、役員報酬を初めとした637万4,000円の支出済額であり、未払いの額の主なものは公租公課で、消費税や法人税等であります。

23 ページです。施設管理費用では、才の神横丁店の増築工事請負費を初め、施設の設備保守管理委託料、修繕費等で2,419万5,000円の支出済額であります。

24 ページです。3 の事業外費用でありますけれども、市への寄付金としての1,000万円と、退職給与引当繰入金積立の300万円の支出済額であります。

以上により、収入支出差引残高は5,256万5,000円となりまして、また、次期繰越金額、これは収入済額から支出済額を引いてさらに未払額を引いたものでありますけれども、526万3,000円になります。

次に、25 ページの貸借対照表であります。資産の部では、流動資産と固定資産合わせて1億432万6,000円あります。また、負債の部は、流動負債としての買掛金、未払金、これについては収支決算書の未払い額に当たる金額であります。預り金につきましては従業員の給料から天引きしております社会保険料等であります。資本の部では、当期末処分利益は5,246万5,000円で、うち当期純利益493万6,000円には未払い分の法人税が含まれております。

次に、26 ページの損益計算書であります。売上高でありますけれども、飲食、売店、手数料、使用料等、各項目は収支決算書の決算額と合致いたしますけれども、下の雑収入につきましては消費税を除いた本来の雑収入の額でありまして、売上高は2億9,475万5,000円あります。売上原価では、期首・期末商品等や商品仕入高及び飲食材料仕入高、これは収支決算書の決算額から消費税を除いた額の計上でありますけれども、売上原価は1億5,584万1,000円であり、売上総利益額は1億3,891万3,000円になります。

次のその下の販売費及び一般管理費につきましては、次のページ、27 ページになります。収支決算書の支出の部がこの明細書に転記されておりますけれども、収支決算書には消費税が含まれておりまして、こちらの明細書には消費税を除いた金額が計上されております。また、消耗備品、修繕費、工事請負費などにつきましては固定資産として減価償却がされておりますので収支決算書の額とは異なりますけれども、これら販売費及び一般管理費の合計額が1億2,385万1,000円になりま

す。

また 26 ページへ戻ります。営業利益は 1,506 万 2,000 円になりますけれども、これに営業外収益を加え、また、市への寄付金 1,000 万円と特別損失を差し引いた当期純利益は 493 万 6,000 円で、当期末処分利益は 5,246 万 5,000 円になります。

次に、31 ページになります。第 11 期象潟ねむの丘管理運営受託事業計画書であります。重点目標としまして、各種営業活動を積極的に展開するとともに、市民総健康づくりに寄与し、地域に密着した施設運営を目指すとしております。

33 ページになります。第 11 期象潟ねむの丘管理運営受託事業会計収入支出予算書であります。収入の部では、事業収入におきましては前年並みの収入見込額を計上しております。

次の 35 ページの支出の部でありますけれども、1 の事業費用であります。営業費用の商品仕入と飲食材料費を 3%または 6%増額しまして、市内や県内の特産品を品ぞろえし、売店・レストラン・宴会のメニューを考慮しながら、入館者や利用者の増加を図りたいというものであります。また、予算全般にわたりますけれども、経常経費を見直しましてできるだけ削減しながら健全な経営を行うというものでありまして、このことにより、最後尾になりますけれども、予備費の 519 万 5,000 円を確保いたしますということであります。

以上で報告第 6 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 131 号にかほ市農業集落排水施設に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明をいたします。

お手元へ改正いたしますところの各条の比較表をお届けしておりますので、参考としていただきたいと思っております。

さきの合併協議会におきまして、この農集排の料金を 19 年度から統一するとしておりまして、農集排使用料の統一のための条例の一部を改正するものであります。

同条例の第 15 条、使用料の算定でありますけれども、これまで仁賀保地区の農集排使用料の料金体系は、家族の人数調べを 4 月と 8 月、12 月の各月の初日を基準日といたしまして世帯人員を調査し、その調査結果により 1 世帯当たりの基本料と家族 1 人当たりの使用量を 8 立米と推計しまして、これらを基本に算定しておりましたけれども、実質的な利用料金制度に改正いたしたく、同条第 1 項中、「又は世帯人員、換算処理人員」、この文字を削り、第 5 項を全文削除、第 6 項中、「及び換算処理人員」を削り、同項を第 5 項とするものであります。

また、第 16 条、使用料の額につきましても、実質的な利用料金制度といたしたく、ただし書きを削除するものであります。

現状の使用料を 3 地区で比較いたしますと、仁賀保地区の人頭制と金浦・象潟地区の重量制を同一的に正確に比較するということは大変難しい面もありますけれども、仁賀保地区の使用料は 1 人当たり、月額になりますけれども、大体 1,188 円。また、一方、象潟地区における重量制の 1 人当たり料金は、月額ですが 1,127 円ほどで、ほぼ近い使用料に当たります。これらのことから、象潟地区の重量制による使用水量によって使用料を算定することで、より適切な料金体系になるものと考えております。

また、別表第2の第16条関係についてでありますけれども、改正後の使用料金の推計では、月額で仁賀保地区が424万7,000円で、改正前に比較して約80万円程度減少します。また、金浦地区におきましては32万4,000円で、改正前に比較して約3万円の減、象潟地区は同額の287万8,000円であります。このことによりまして、改正後の使用料金が全体で月額744万9,000円と推計されておりますけれども、市内全施設の18クリーンセンターの1ヵ月平均の維持管理費が約590万円であることから、旧象潟町の使用料に合わせて改正いたしましても今後の維持管理費の確保は可能であると判断をしております。

また、附則の施行期日でありますけれども、19年4月1日からとしておりますが、19年4月の使用料金の請求は前の月の3月分の18年度分であることからによるものであります。

以上で議案第131号の補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 所用のため15分まで休憩します。

午前11時08分 休 憩

午前11時17分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第132号、133号、134号に対する補足説明を、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第132号のにかほ市の基本構想の策定についてでございますけれども、先般の11月24日の全員協議会でも御説明いたしましたけれども、議員各位からの御提案も一部加えさせていただいております。内容については11月24日全員協議会で御説明申し上げましたので特にございません。なお、基本構想につきましては、平成19年度から28年度までの10ヵ年の期間といたしております。

次に、議案第133号については、特にございません。

また、議案第134号につきましては、秋田県の市町村会館の管理組合の規約の一部変更についてでございますけれども、従来は組合の議会の議員の定数を14人から9人と、また、前項の議員の選挙方法は、組合を組織する市の長が互選した者3人が — 3人はそのままでございますけれども、町村長の互選した者11名が6人ということに改正をいたしたところでございます。また、管理者につきましても、助役等を副管理者という形に条例の内容を改正させていただいたものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第135号に対して補足説明を、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 議案第135号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について補足説明いたします。

広域連合の設置については、市長から報告及び説明がありましたが、まず初めに、医療制度改革によって現在の老人保健事業が平成20年度からどのように変わるのか若干御説明申し上げます。

現在、市町村は、老人保健法に基づきまして75歳以上の方たちを加入者とする老人保健事業を実

施しております。しかしながら、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現行制度では現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されております。国では、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現のため、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度として、現行の老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」として、法律名及びその条文を改正し、平成 20 年 4 月から施行されることになったもので、この改正法の中で都道府県単位で広域連合を平成 18 年度の末日までに設置することになっているものでございます。

それでは、広域連合設置のための規約について御説明申し上げます。規約をごらんいただきます。

第 1 条から第 3 条までは秋田県後期高齢者医療広域連合というものを圏域一体として県内の全市町村で組織することを定めております。

第 4 条は、後期高齢者医療制度の事務のうち、広域連合で処理する事務、それから別表第 1 に定める事務については市町村というふうに役割分担を規定しております。

第 5 条は、広域連合が作成する広域計画の項目を定めたものでございます。

第 6 条は、広域連合の設置場所、事務所の場所でございます。

それから、第 7 条第 1 項は、広域連合議員の定数について 24 人とすること。第 2 項では、広域連合議員は関係市町村長及び議員のうちから、市長、町村長、市議会議員、町村議会議員、それぞれ 6 人をもってトータル 24 人、これをもって組織することを定めております。

第 8 条は、広域連合議員の選挙の方法について定めております。第 1 項では、選挙の候補者は市長会、町村長会、市議会議長会、町村議会議長会から推薦のあった者、または市長の場合は総数の 4 分の 1 以上、現在、県内 13 市でございますから 4 人以上の推薦があった者、町村長の場合は同じく 4 分の 1 以上、現在、県内 12 町村ですので 3 人以上の推薦があった者、市議会議員の場合は議員定数総数の 20 分の 1 以上、現在、県内の市議会議員の定数は 402 名ですので 21 名以上の推薦があった者、町村議会議員の場合は同じく 20 分の 1 以上ですが、現在、町村議員の定数は 190 人ですので 10 人以上の推薦があった者とすることを定めております。第 2 項では、推薦のあった者の中から各市町村議会において選挙することを、また、第 3 項では、選挙については自治法第 118 条第 1 項の例により公職選挙法に基づくことを、そして、第 4 項では、当選人は得票総数の多い者から順次定数に達するまでの者とすることを定めております。

第 9 条は、広域連合議員の任期について。

第 10 条は、広域連合議会の議長及び副議長について定めたものでございます。

11 条から第 14 条までは、広域連合の執行機関及び補助機関について定めております。広域連合には関係市町村長のうちから市町村長が選挙する広域連合長、そして、広域連合長が議会の同意を得て選任する副連合長 2 名、いずれも任期は 4 年でございます。また、広域連合におかれる議員のうちから広域連合長が命ずる会計管理者を置くことを定めております。

第 15 条は、4 人の選挙管理委員、任期 4 年でございますが、選挙管理委員会の設置。

第 16 条は、監査委員について定めております。

附則で、規約の施行期日は平成 19 年 2 月 1 日としておりますが、会計管理者に関する規定は 19 年の 4 月 1 日からの施行となっております。

経過措置といたしまして、後期高齢者医療制度が開始される前の平成 20 年 3 月 31 日までは準備のための事務を行うこと。そして、広域連合設立後初めての広域連合長の選挙は市町村会館で、県の市町村会館において行うということ。それから、制度が開始されるまでの間の職員及び経費負担額の算出負担割合等についての読みかえ条項がございます。

別表第 1 は、市町村が行う事務 6 項目について。

別表第 2 は、必要経費の市町村の負担割合、及び法律で定める医療給付に要する経費の一般会計負担額、これは法律で 12 分の 1 となっておりますが、及び市町村が徴収した保険料その他の納付金について定めております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 136 号から 137 号についての補足説明を、建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第 136 号市道路線の認定について御説明いたします。認定する道路は、路線番号仁 - 2013 号、仁 - 2014 号、仁 - 2015 号、仁 - 2016 号で、県道仁賀保矢島館合線の旧道路部分の 4 路線を認定するものです。

17 ページをお開き願います。図面の上のほうは西方で平沢院内地区になります。下のほうが冬師釜ヶ台方面で鳥海高原であります。左のほうから、路線名仁 - 2013 号線、延長が 75 メートルです。仁 - 2014 号線、延長が 180 メートルです。仁 - 2015 号線は延長 1,090 メートルとなっております。仁 - 2016 号線は延長が 450 メートルで、4 路線で総延長が 1,795 メートル、いずれも舗装済みで、敷地は 4 級路線でございます。

続いて、議案第 137 号市道路線の変更についてです。起点は変わりませんが、変更前の終点、中三地字新雷 19 番を、県道小出金浦線の起点部、また、県道上郷仁賀保線の直角部に接する中三地字新雷 30 番まで延長するものであります。

19 ページをごらんください。変更する路線名は仁 - 平沢・小出 2 号線で、国道 7 号線の大沢橋付近の交差点から杉山集落、仁賀保中学校前、田抓集落を経て、立居地集落の東方のガソリンスタンド手前までを県道小出金浦線、立居地バイパスの起点部、通称十文字というところまで延長 50 メートルを延ばして、延長 3,845.65 メートルとするものであります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 138 号の歳入についての補足説明、総務部に関することは総務部長よりお願いします。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 総務部関係の補正予算について補足説明をいたします。

5 ページをお開きいただきたいと思えます。地方債の変更でございますけれども、辺地対策事業ということで、除雪機械の購入事業費 13 トン級の除雪ドーザーの購入に係る事業の精算による地方債の変更でございます。1,070 万円から 520 万円までの補正後の減額になっております。また、2 つ目の歩道用の除雪機械の購入事業でございますけれども、このものにつきましても事業の精算に伴い、地方債を今回 560 万円から 230 万円に減額補正するものでございます。

続きまして、8 ページをお開きいただきたいと思えます。13 款の使用料及び手数料の 1 項の使用料でございますけれども、6 目の商工使用料 150 万円でございますけれども、鶴泉荘使用料といたしまして、当初予算で 2,200 万円ほどを見込んでおりましたが、本年は同施設の宿泊者が、前年は 10 月末で 1,876 人ございましたけれども、18 年度につきましては宿泊者数が 2,151 人と 275 人ほ

どふえております。こうしたことから今回使用料として150万円を予算計上いたしましたものでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。16款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入でございますけれども、このものにつきましては土地開発基金から買い戻した土地の処分益でございます。にかほ市平沢字平森112番の2外7筆ということで、現行地目が宅地で、面積につきましては2,709平米、坪数にいたしまして816.77坪でございます。土地売却収入で、平成18年9月15日に一般競争入札によりまして、秋田市山王5丁目2の18、株式会社ゼロ・コーポレーション、代表取締役高山彰氏が金額6,030万円、平米単価で2万2,332円、坪単価で7万3,827円で落札いたしております。9月19日付の土地売買契約書に基づき譲渡したものでございます。

なお、今回の補正額は、6月補正予算額で3,589万9,000円と6,030万円の差額の2,440万1,000円と、法定外広告物の売却収入3件分ということで、100万6,000円を合わせた2,540万7,000円を今回補正したものでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。18款繰入金2項基金繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額の706万6,000円につきまして、基金の繰入額を減額して調整したものでございます。なお、現在高は5億5,926万4,000円でございます。

2目の象潟中学校建設基金繰入金は、屋内運動場の備品購入費等に充当するため、今回450万円を繰り入れするものでございます。なお、基金の残高は1億6,001万7,000円となる予定でございます。

3目の特別導入事業基金繰入金80万3,000円は、旧仁賀保町が昭和56年に国及び県が定めた畜産総合対策事業実施要領に基づき、基金を設置したものでございます。平成18年度に国の特別導入事業が廃止されたことに伴い、国費及び国費相当分の利息等を返還することになっております。こうしたことから、畜産振興を図るためにも、当面は、県と市の基金運用で事業を実施いたしますが、返還分を基金に今回繰り入れするものでございます。なお、基金の残高につきましては、今般の基金の繰り入れを含めまして、651万3,909円となる予定でございます。

4目の学校給食共同調理場建設基金繰入金については、象潟学校給食共同調理場備品購入費及び外構工事などに対する3,260万円の繰入金でございます。なお、基金の残高は4,627万3,000円ほどになる予定でございます。

6目の温泉保養センターはまなす施設整備基金繰入金225万円の繰り入れにつきましては、先ほど市長からも説明がございましたけれども、はまなす荘の大広間のエアコン等の修繕、取りかえ等に対する繰り入れでございます。なお、今回の繰り入れをいたしまして、基金残高といたしましては、1億9,779万1,000円の残高の見込みの予定でございます。

12ページにつきましては、先ほど地方債でも御説明申し上げましたので、省略をさせていただきますと思います。

総務部関係の歳入については以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防に関することは消防長、補足説明。消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防関係の歳入について御説明いたします。

8 ページをお開きください。13 款使用料及び手数料 2 項手数料 4 目消防手数料 22 万 5,000 円ですが、これは危険物施設の設置、変更、完成検査手数料でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関することは健康福祉部長より。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の歳入についての補足説明をいたします。

8 ページをお開きください。14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金であります。児童手当の給付拡充等につきましては 6 月市議会で補正いたしました。9 月末日までの認定請求の申請が完了したことから、再度補正をお願いするものであります。

それから、5 節の被用者児童手当負担金 258 万 4,000 円の増額、6 節の特例給付負担金 322 万円の減額は、所得制限の緩和によりまして、本来の児童手当給付を受けられる方が増加しまして、特例給付の受給者が減少したことによるものであります。

8 節の被用者小学校修了前特例給付負担金 360 万 2,000 円の増額は、制度改正によりまして、小学校第 3 学年が自動的に対象者となったことから、特にこの場合、認定請求の申請は必要ありませんでした。このため、6 月補正時にこの 1 学年分の把握漏れがございまして、このたび追加で補正をお願いするものであります。

それから、12 節児童手当負担金過年度分 23 万 9,000 円の増額は、平成 17 年度分の実績による確定のためであります。

9 ページをお開きください。14 款 2 項 1 目民生費国庫補助金の 3 節生活保護費補助金 54 万 9,000 円の増額は、医療扶助適正化事業における嘱託医の報酬と診療報酬明細書等、点検充実事業におきますレセプト点検委託料に対するものであります。

それから、15 款 1 項 1 目民生費県負担金の 5 節被用者児童手当負担金 19 万 8,000 円の増額、7 節被用者小学校修了前特例給付負担金 360 万 2,000 円の増額、10 節児童手当負担金過年度分 3 万 8,000 円の増額は、児童手当にかかわる民生費国庫負担金の説明と同じ理由によるものであります。

それから、11 ページをお開きください。20 款 4 項 6 目雑入の 1 節雑入であります。行旅死亡人取扱費 12 万円につきましては、平成 17 年 3 月 21 日に旧象潟町に漂着したロシア人遺体にかかわる火葬、埋葬経費が身元判明により遺族から納入されたものであります。

その他地域支援事業利用料の対象見込み者が少なかったことによる減額 57 万 6,000 円と、介護保険申請者の増による予防給付ケアマネジメント介護報酬 149 万 5,000 円の増額で、これは国保連から入ってくるものであります。

それから、12 ページの地域支援事業委託料の 55 万 1,000 円の減額は、対象者が見込みより少なかったためのものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関することは市民部長。

市民部長（池田史郎君） 市民部関係の一般会計補正予算について、歳入について補足説明いたします。

最初に、8 ページでございます。14 款 1 項 1 目 11 節保険基盤安定負担金 33 万 4,000 円は、国から国保の保険者支援分として 2 分の 1 が負担されるものでございますが、額が確定したことによる

補正でございます。

次の9ページでございます。14款2項1目4節医療費適正化推進事業費補助金125万5,000円は、次のページにあります県補助金との組み替えでございます。

それから、15款1項1目9節の保険基盤安定負担金271万8,000円は、県から国保の保険者支援分として4分の1と、保険税軽減分として4分の3が負担されるものでございます。国と同じく、額の確定による補正でございます。

次の10ページ、15款3項3目衛生費委託金49万8,000円は、海岸のごみ除去費用に係る県からの委託金でございます。

以上が市民部関係の歳入でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは建設部長。

建設部長（金子則之君） 建設部所管の歳入について御説明いたします。

9ページをお開き願います。14款国庫支出金2項3目土木費国庫補助金、除雪車購入補助金697万円の減額でありますけれども、これは、除雪機械13トン級ドーザー1台の落札差額を減額するものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係の歳入でありますけれども、10ページの一番下になります。17款1項1目一般寄附金1,000万円でありますけれども、にかほ市の観光振興に役立ててほしいというようなことで、財団法人にかほ市開発公社象潟ねむの丘会計からの寄附金であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 以上で歳入に対する補足説明は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、歳出についての補足説明を行います。総務部に関することは総務部長。

総務部長（須田正彦君） 総務部関係の歳出について御説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費1節の報酬については、特別職の報酬等審議会委員10名分の報酬でございます。

また、今回2款、3款にわたって人件費の補正がございますけれども、このものにつきましては、熱量変更がほぼ完了したことによりまして、ガス水道局職員が市長部局への人事異動に伴うものでございます。

1目の給料等の一般管理費の人件費につきましては、9月末に交通事故で亡くなられた職員と、今回異動した職員の差額分を減額補正いたしております。また、退職手当事業負担金174万3,000円

は、死亡した職員分と、5名の人事異動による職員分の負担金でございます。

8節報償費につきましては、慶弔費といたしまして、今後の対応分といたしまして30万円補正するものでございます。

11節需用費、消耗品費は例規集の加除代で、今回42万円ほどの補正をお願いするものでございます。

また、12節役務費、通信運搬費については、後納郵便料として、今回600万円ほどの補正をお願い申し上げたいと思います。

8目の運転管理費、燃料費120万円については、公用車13台分の燃料費でございます。また、修繕料についても、公用車の分の修繕料でございます。

13節の委託料については、庁用車の運転業務委託料であります。老人クラブや学校行事などで、今まで451回ほど運行いたしております。今後の学校行事などの予定を考慮いたしまして、30万円の補正をお願いするものでございます。

10目の広報費につきましては、都市対抗野球やトピックス記事など、今回かなりいろいろなお知らせを市民の皆さんにしたために、今回急激にページがふえることに伴いまして、50万円の補正をお願いするものでございます。

14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。8項の市民サービスセンター費、1目の仁賀保センター管理費ですけれども、13節の委託料の95万7,000円の減額分につきましては、仁賀保センターの各種委託料の契約の差額分として、今回減額分を95万7,000円計上いたしております。

3目の象潟センター管理費、11目の需用費でございますけれども、燃料費につきましては、鶴泉荘及び都市農村交流センター等の灯油、及びセンターで使用しております公用車のガソリン代の燃料費でございます。また、修繕料については、鶴泉荘の宿泊棟の誘導灯、鉾立山荘中島台のレク施設、都市農村交流センターのボイラーの修繕、上浜構造改善センターの非常口等の修繕料でございます。

13節の委託料につきましては、食事提供委託料として、鶴泉荘分として80万9,000円を今回計上いたしております。

それから、15節の工事請負費26万円につきましては、中島台レク森の水道管の入れかえ工事に伴う減額分でございます。

21ページをお開きいただきたいと思います。9款の消防費1項消防費の5目の災害対策費でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、9月18日の台風13号により、金浦2町内及び6町内のホースの格納庫が3カ所破損したため、新たに格納庫を設置するための補助でございます。

総務部関係は以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関することは市民部長より。

市民部長（池田史郎君） それでは、市民部関係の歳出の主なものについて御説明申し上げます。

14ページでございます。2款7項2目交通安全対策費、15節工事請負費25万円でございますが、

これは、仁賀保地区の平沢小出線とすずらん通りとの交差点から始まります農免道路の金浦地区での県道小出金浦線との接続部分に事故防止のための交通安全標識を設置するための補正でございます。

同じく、3目防犯街灯等対策費、8節報償費6万4,000円は、市民との協働により、安全で安心なまちづくりに関する基本となる事項を定める条例をつくる目的で、市民から検討委員を募集して意見を聞くことにかかる費用、同じく11節の光熱水費は、街灯の電気料の補正500万円でございます。

次に、17ページ、3款4項2目28節の繰出金407万円は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、国保特別会計に繰り出しするものでございます。

次のページ、18ページでございますが、13節の委託料105万8,000円は、老人保健事業の被保険者資格等について、国保連合会との異動連絡仕様が、システムの仕様が、平成19年度から新共同電算処理システムに移行することから、市のシステムに改修が生じるため年度内に整備する必要があり、お願いをするものでございます。

15節の工事請負費26万円の減は、レセプト収納室の改造工事の請負差額分でございます。

19節の負担金補助及び交付金87万円は、後期高齢者医療の広域連合の設立準備委員会に対する市町村分の負担金でございます。9月に一般事務費分として29万3,000円の補正をしておりましたが、今回は、準備事務局派遣職員の人件費分として補正をお願いするものでございます。全市町村負担割合は、均等割5%、後期高齢者の人口割45%、総人口割50%でございます。にかほ市としましては、全体の2.6%の負担割合となっております。

以上が市民部関係の一般会計補正予算の概要でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関することは健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の歳出について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。3款1項2目、一番下の老人福祉費の8節報償費20万円ですが、これは高齢者除雪等支援チームに対する報償費でありまして、昨年の豪雪時、ひとり暮らしなど高齢世帯の除排雪の支援体制を整えましたけれども、ことしも引き続きチーム結成をお願いしているところであります。

それから、次のページ、16ページ、13節委託料162万7,000円の増額は、一般アクティビティ転倒・認知症予防事業委託料であります。これは対象者の増加によりまして増額するものであります。

それから、4目地域支援事業費13節委託料710万5,000円の減額であります。これは通所型介護予防事業委託料、それから、訪問型介護予防事業委託料、家族介護継続支援事業委託料、それから、介護予防普及啓発事業委託料の減額であります。この事業につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、今年度から実施している事業であります。この事業の対象者は、国の試算によりまして高齢者の5%を特定高齢者と見込んで予算計上したものであります。実際の対象者が少なかつたために減額したものであります。

それから、20節の扶助費50万円の減額であります。これは介護用品支給事業の減額であります。対象者が少なくなったことによるものでございます。

それから、5目の介護保険事業費の13節委託料57万8,000円の増額は、介護保険申請者がふえたことによります介護認定調査の委託料であります。

それから、6目の地域包括支援センター事業費の13節委託料149万6,000円ですが、これは、予防給付マネジメント委託料であります。要支援1・2の対象者が見込みより多くなったための増額であります。

それから、同じく7目の福祉施設管理費、11節需用費120万円ではありますが、これは午ノ浜温泉老人憩いの家等の燃料費で、灯油の値上がり等によるものであります。

それから、17ページ、3款2項1目児童福祉総務費の8節報償費107万円は、すこやか子だから祝金対象者であります第3子が7人、第4子が2人、それぞれ当初見込みよりふえるものであります。

同じく13節委託料の放課後児童事業委託料の50万円の増額であります。これは金浦地区の学道保育クラブへの登録者の増加によります、指導員の人件費の増額分を補正するものであります。

同じく扶助費1,375万6,000円の増額につきましては、児童手当であります。歳入で御説明したとおりであります。

それから、18ページ、次のページをお開きください。4款1項2目の母子保健事業費の18節備品購入費の4万5,000円の減額は、購入差額であります。

それから、5目保健センター管理費の15節工事請負費330万円の減額は、総合福祉交流センタースマイルの暖冷房施設の改修工事の請負差額であります。

それから、18節の備品購入費の6万9,000円は、スマイルの瞬間湯沸器とガスストーブの購入のためのものであります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係の歳出でありますけれども、19ページからになります。

最初に、6款農林水産業費1項農業費4目生産調整推進対策費でありますけれども、19節の転作重点作物種子代補助金でありますけれども、市内全域の対象事業費が確定したことにより、その差額分を計上しているものであります。

5目の畜産業費でありますけれども、23節では、国への18年度分の返還金の償還金、元金と預金利息分を計上しております。25節では、今後も同基金の額を減少させることなく畜産業の振興を図るために、国への返還額と同額を基金へ積み立てるものであります。

その下の6目農村整備総務費につきましては、大森地区の水路改修工事に伴うもので、事業費の40%補助、打ち切りでありますけれども、その30万円を補助するものであります。

それから、6款3項3目漁港費におきましては、小砂川漁港等の流砂しゅんせつ作業における重機借上料であります。費用見込み額の不足分を計上しているものであります。

7款1項2目商工振興費では、融資保証料の補助金でありますけれども、建設業とか、景気回復を見込んだ店舗改装など、これらの大型融資があったことにより、その保証料の不足見込み額を計上しております。

次のページの20ページになります。7款2項2目観光施設費でありますけれども、11節では、は

まなす荘入り口と駐車場の周りに設置しております8基の屋外水銀灯がありますけれども、腐食によりまして漏電等が発生しており、その補修と、入り口にある看板照明灯の交換であります。

また、15節におきましては、まなす荘大広間の石油エアコンが使用不能の状態になっておりますので、その機器の取りかえ工事であります。

産業部関係の説明は以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは建設部長。

建設部長（金子則之君） 建設部関係の歳出について御説明をいたします。

20ページをお願いします。真ん中付近の8款土木費2項1目の道路橋梁総務費であります。公有財産購入費11万7,000円計上しておりますけれども、これは院内地区の城前橋付近の道路と橋梁を維持管理するための土地購入費であります。

それから、2目の道路橋梁維持費であります。11節の需用費、説明にありますけれども、燃料費45万円、これにつきましては、建設課の重機等の車両の燃料費でございます。その他の光熱水費、これにつきましては、排水ポンプ場の電気料と水道料というふうになります。修繕料150万円につきましては、市道馬場上小国1号線間ののり面崩壊の修繕料というふうに計上しております。

3目の道路橋梁新設改良費であります。市道側溝改良工事350万円でありますけれども、これは、象潟地区の洗釜地区の側溝改良工事、延長160メートル、それから、白山堂地区の側溝改良、これも22メートル、その工事費を計上させていただきました。

それから、5目の除雪費です。備品購入費1,521万3,000円の減額でありますけれども、除雪機械13トン級ドーザー、それから小型乗用ロータリーの購入の落札差額の減額でございます。

それから、4項の都市計画費、1目の土地計画総務費であります。13節の委託料23万1,000円ありますけれども、これは、三光不動産より土地開発基金で購入した土地2,275平米の計画概要図作成委託料というふうに計上させていただきました。

それから、28節繰出金であります。公共下水道特別会計への繰出金1,331万円の減額でありますけれども、これは消費税の還付金等がありましたので、減額するものであります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防に関することは消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防関係の歳出について御説明申し上げます。

21ページをお開きください。9款消防費1項1日常備消防費19節負担金補助及び交付金12万円の増額ですが、これは、救急救命士を地域メディカルコントロール協議会が選定した施設で、定められた講習、実習を受け、現場で医師の具体的な指示のもとに、傷病者に気管挿管ができるようにするための研修負担金であります。

なお、本荘由利地区では、由利組合総合病院で実施されております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育費に関することは教育次長より。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正予算、主なものについて補足説明をいたします。

22ページをお開き願います。10款3項1目学校管理費の11節需用費の中の修繕料118万円でご

ざいますが、これは金浦中学校各教室にありますFFストーブ、暖房機ですけれども、その集中管理操作盤が作動不良になったために修理するための85万円ほどが主なものでございます。

それから、同じく3項の4目象潟中学校建替事業費、備品購入費450万円を計上してございますが、これは、3月15日を完成予定として工事を進めてございますけれども、その体育館におさめます折たたみいす約350脚、縁台、テーブル、部室のホワイトボード、放送用書庫を主なものとして計上しております。

それから、10款4項5目図書館費の委託料として45万円ほど計上してございます。これは、現在こびあを中心に、仁賀保の青少年ホーム図書室、象潟公民館の図書室をADSL回線でシステム構築をしてございますが、これを、イントラに乗せまして、そのイントラに乗せることによりまして、セキュリティの向上とか、自宅で本の検索、予約ができるとか、それから作業の高速化、そういうものを構築しまして、図書館サービスの向上を図ろうとするものでございます。

次に、10款5項7目の象潟学校給食共同調理場建替事業費の中の11節の需用費でございます。これに720万円ほど計上してございます。これは、ほとんどの食器が、現在7年以上、20年近くも使用してございまして、中には26年間も使用しているステンレス製の食器もございますけれども、そのような食器の汚れや磨耗が見られまして、また、衛生上、問題もありまして、新しい食器を購入したいとするものでございます。

それから、同じく15節の工事請負費でございます。これは、4月から使用しますけれども、調理場に侵入通路、それから駐車場、侵入通路にしては大体300平米、駐車場は1,500平米ちょっとになりますけれども、そのアスファルト工事が主なものでございます。

それから、7目、18節備品購入費1,640万円計上しております。

これにつきましては、事務用品として、机、いす、書庫などの事務管理費備品として200万円ほど、それから、移動調理台、台車、そういうような厨房調理用の備品が約910万円ほど、それから現在20年も経過しておりますけれども、給食の運搬車2台、530万円ほど見込んでおりますけれども、それが主なものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで、議案第138号に対する補足説明は終わりました。

次に、議案第139号、同じく140号、141号に対する補足説明を市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第139号にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について説明申し上げます。

6ページの歳入から御説明申し上げます。

4款1項1目1節の420万円の減は、一般被保険者療養給付費の見込み額に伴う療養給付費現年度分の負担金の減額でございます。

2目1節の199万3,000円の減は、高額医療費の共同事業拠出金の確定に伴う国庫負担金の高額医療費共同事業負担金の減額であります。

4款2項1目1節の98万円の減は、一般被保険者療養給付費の見込額の変更に伴う財政調整交付金の減額でございます。

5款1項1目1節の7,946万6,000円の増は、退職被保険者分の療養給付費交付金の現年度分見

込額を補正するものでございます。

6款1項1目1節の高額医療費共同事業負担金 199万3,000円の減は、高額医療費共同事業拠出金の確定に伴う国庫負担金と同額の県負担金の減額でございます。

次のページでございます。6款2項2目1節の財政調整交付金 70万円の減は、国庫分と同じく一般被保険者療養給付費の見込額の変更に伴う県から交付される財政調整交付金の減額でございます。

9款1項1目1節の一般会計繰入金 407万円は、保険基盤安定繰入金の確定により補正するものでございます。

次に、8ページの歳出でございます。主なものについて御説明申し上げます。

1款1項1目13節委託料の65万1,000円は、国保連合会に委託している電算処理システムが、平成19年度から出力帳票の電子化の拡大を図るため、新しい保険者事務共同電算処理システムに変更されることになっております。このため、年度内に国保の異動連絡票の電算処理システムを変更し、4月からの対応に備えなければならないため補正をお願いするものでございます。

2款1項1目19節の1,400万円の減額は、一般被保険者療養給付費の見込額に伴う補正でございます。2目の19節1億1,300万円は、退職被保険者等療養給付費の見込額の増加に伴う補正でございます。3目19節128万円は一般、それから4目19節の330万円は退職に係る療養費の見込額の増に伴う補正でございます。

次のページでございます。2款4項1目19節の135万円は、出産育児一時金の見込額の補正でございます。

2款5項1目19節の160万円は、葬祭給付費の上期の実績を参考にしての補正額でございます。

次、10ページでございます。6款1項1目13節の委託料 49万円は、医療費の通知作成委託料の不足分として今回補正をお願いするものでございます。2目の疾病予防費については、国保ヘルスアップ事業の実施に伴い、組み替え補正をお願いするものでございます。

9款1項3目23節の1,598万9,000円は、平成17年度療養給付費等の負担金の精算金として国に返還するものでございます。

10款1項1目の予備費は、補正に係る一般財源として5,025万9,000円を減額するものでございます。以上でございます。

続いて、議案第140号にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定の補正予算について説明申し上げます。

今回の補正は歳出の中での組み替えの形の補正となっております。

6ページ、1款1項1目一般管理費13節委託料で16万5,000円の増額補正となっておりますが、これは医療廃棄物の処理委託の増加の見込みによる補正と、1月から、月1回でございますが、由利組合病院から医師を派遣していただくことによる委託料の補正でございます。

14節の12万4,000円の減額及び2項1目研究研修費10万5,000円の減額は、いずれも精算によるものでございます。

次、議案第141号簡易水道特別会計補正予算について補足説明いたします。

7ページをごらんいただきます。6款2項1目1節雑入で176万7,000円の減額となっております。

これは農業集落排水事業特別会計からの補償金でございますが、洗釜地区の水道管の入れかえ事業の管路延長の変更に伴う減でございます。

7款1項1目1節簡易水道事業債260万円の増額は、今回の工事補償金の減額分と、前回補償金に含まれておりました事務費を除いた分83万3,000円の合計の起債申請ということで260万円の増額でございます。

次の8ページ、歳出でございます。1款1項1目11節及び12節合わせて51万円の補正となっております。これは、この後3月議会に、仮称ではございますが、上浜簡易水道として供給するための条例改正をお願いする予定で現在準備中でございます。正式運用するまでの間の準備期間中の試験運用に係る経費の補正でございます。また、13節委託料で62万円を計上しておりますが、にかほ市の簡易水道全体の将来計画を作成するための補正でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第142号に対する補足説明、建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第142号公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、施設の光熱水費と、黒川中継ポンプ場並びに前川の久根添中継ポンプ場の整備で、早期供用を図りたいということで補正をお願いするものであります。

7ページをお開き願います。2の歳入です。1目の国庫補助金は事業費の50%を計上しております。3,710万円です。

4款の繰入金、これは都市計画総務費からの繰入金ですが、消費税の還付金1,331万円相当を減額するものであります。

6款の諸収入、事業年度平成17年の10月1日から18年の3月31日に係る消費税の還付金を雑入として計上しております。

1目の下水道事業債、これも事業委託費の7,420万円の50%を計上させていただきました。

8ページです。3の歳出、2目の管渠管理費、これは市内マンホールポンプ場56カ所と、金浦中継ポンプ場の電気料、水道料を計上させていただきました。当初予算では過少に計上したもので今回補正をお願いするというものであります。

3目の笹森クリーンセンター費433万でありますけれども、これも処理場の電気料429万円、水道料4万円を計上しました。

2款の事業費1目公共下水道事業費7,420万円の補正でありますけれども、この財源内訳としましては、国庫補助金が50%、起債が50%となっております。これは先ほど申しましたように黒川中継ポンプ場上部躯体建設工事ということと、それから、金浦の久根添にあります中継ポンプ場、水処理設備、これを19年度分でありましたけれども前倒しして実施するために計上させていただいたものであります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第143号に対する補足説明を、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第143号農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明を行います。

6ページになります。歳入では、院内処理施設の劣化診断委託の精算によりまして減額するもの

であります。

下のページの7ページの歳出でありますけれども、1款1項1目一般管理費の15節は、寺田集落には集落水道のために水道メーターがありませんけれども、新年度から料金の統一に向け、使用料算定のために必要な水道メーターを設置するものであります。

2款1項1目下水道事業費では、7節は臨時雇用賃金の不足分で、9節は用地買収に関する契約のための職員の旅費であります。13節につきましては、院内処理場の劣化診断委託料の精算による減額と、今後の改良事業は環境に配慮した計画が必要であるということから、環境マスタープランの作成業務を委託するものであります。22節は上浜中央地区、洗釜地区の水道管等の移転補償費の精算による減額補正であります。

3款1項2目利子につきましては、地方債利子償還金として平成17年度借り入れ分の利率の変更に伴い増額補正するものであります。

以上で議案第143号の補足説明を終わります。

議長(竹内睦夫君) 次に、議案第144号並びに議案第145号に対する補足説明、ガス水道局長。

ガス水道局長(須田登美雄君) それでは、議案第144号ガス事業会計の補足説明をいたします。

3ページをお願いいたします。収益的支出、1款ガス事業費用3項供給販売費でございますけれども、これは12月1日の人事異動に伴いまして3人が転出、また3人が転入ということで、その給料の差額分による補正でございます。

5項の営業雑費用、器具販売費用でございますけれども、熱量変更事業に伴いまして器具の出荷が予定よりもかなりありました。それに伴う費用として774万2,000円を計上したものでございます。

続きまして、4ページ、資本的支出でございます。こちらにつきましても人事異動に伴いまして熱量変更事業が完了ということで12月1日付で6人が転出いたしましたので、その部分を減額したものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第145号水道事業会計でございます。これにつきましても、先ほど市長が説明したとおり人事異動に伴って1名増員になったための補正でありまして、特段説明することはございません。

以上でございます。

議長(竹内睦夫君) 以上で各議案に対する補足説明は終わりましたけれども、当局のほうで説明漏れはございませんか。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後1時42分 散 会